

沖縄県介護保険 広域連合

CONTENTS

- 広域連合からのお知らせ… 2
- 介護保険料…………… 3
- 介護サービス…………… 5
- 介護予防事業…………… 6
- 市町村の取り組み…………… 7

平成
25年版
2013・Dec
OKINAWA



介護保険広域連合とは？

介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険における諸課題の解決に取り組んでいる市町村の組合組織です。
平成25年4月1日現在、県内28市町村で構成しています。



広域連合からのお知らせ

■ 日常生活圏域ニーズ調査を実施します

沖縄県介護保険広域連合では、65歳以上の高齢者に対して、無作為抽出にて日常生活圏域ニーズ調査を実施します。この調査は、「どの地域に」「どのような介護・支援を必要としている高齢者が」「どの程度生活しておられるのか」を把握し、今後の高齢者福祉の向上を図るための重要な調査です。

平成25年12月下旬頃、郵送にて配布いたします。ご自宅等に調査票が届きましたら調査票へご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

※本調査は抽出調査となっておりますので、調査票の届かない場合もあります。

■ 本庁舎・中部調査認定事務所が移転しました！

平成25年11月5日に沖縄県介護保険広域連合本庁舎・中部調査認定事務所が移転しました。

▶ 旧所在地

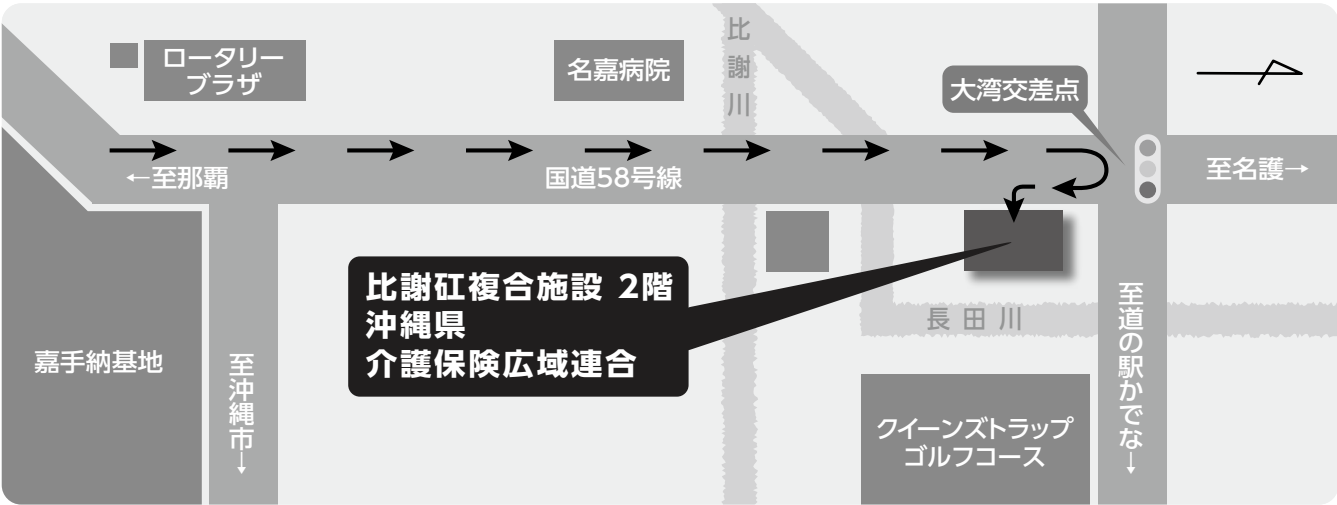
〒904-0197
沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL. 098-921-7800
FAX. 098-921-7806

▶ 新所在地

〒904-0398
沖縄県読谷村比謝755番地 比謝7複合施設 2階
TEL. 098-911-7500
FAX. 098-911-7506

※北部調査認定事務所と南部調査認定事務所は移転していません。

■ 新庁舎地図



■ 移転に伴い各課の連絡先も変更になりました



業 務 内 容		担 当 課 名・係 名		電 話 番 号
保険料に関すること		会計課(会計係)		098-911-7503
介護サービスに関すること		業務課	給付係	098-911-7501
地域支援事業に関すること			地域支援係	098-911-7502
認定及び認定結果の通知に関すること		認定課(認定係)		098-911-7504
認定調査及び 審査判定に 関すること	北部地区	北部調査認定事務所		098-911-7530
	中部地区	中部調査認定事務所		098-911-7510
	南部地区	南部調査認定事務所		098-911-7520
上記以外に関すること		総務課(総務係・企画財政係)		098-911-7505

介護保険料（平成24～26年度）

■ 第1号被保険者 65歳以上の方の介護保険料

保険料は本人の所得及び世帯課税状況により異なり、1人ひとり個別に納めます。

● 保険料の決まり方

まず、市町村の介護サービスにかかる費用に応じて基準額が決まります。

その基準額をもとに、所得に応じて8段階に調整されます。

基準額＝原則市町村で介護保険にかかる費用×65歳以上の人の負担分(21%)÷市町村の65歳以上の人数

$$\begin{array}{c} \text{市町村の基準額} \\ = \\ \frac{\text{各市町村に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 21\%}}{\text{市町村に住む 65歳以上の方の人数}} \end{array}$$

● 保険料(年額)

区分 【所得段階等】	対 象 者	保険料率	保 険 料 年 額 【各ランク別】		
			第1ランク	第2ランク	第3ランク
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税者	基準額×0.50	29,964円	34,494円	38,544円
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.58	34,758円	40,013円	44,711円
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×0.75	44,946円	51,741円	57,816円
第4段階	本人が住民税非課税者で、世帯に住民税課税者がある場合	基準額×1.00	59,928円	68,988円	77,088円
第5段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額×1.25	74,910円	86,235円	96,360円
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	89,892円	103,482円	115,632円
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	98,881円	113,830円	127,195円
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.80	107,870円	124,178円	138,758円

市町村名	第1ランク市町村	第2ランク市町村	第3ランク市町村
	北中城村 南大東村 北大東村	豊見城市 南 城 市 金 武 町 嘉手納町 北 谷 町 南風原町 久米島町 東 村 伊 江 村 読 谷 村 中 城 村 座間味村	本 部 町 八重瀬町 与那原町 国 頭 村 大宜味村 今帰仁村 恩 納 村 宜野座村 伊平屋村 伊是名村 渡嘉敷村 栗 国 村 渡名喜村

■ 第2号被保険者

40歳～64歳までの方は職場で加入する社会保険または国民健康保険などから健康保険料等と併せて納付します。

介護保険料

■ 保険料の納め方

- ▶ 特別徴収…年金が年額 18 万円以上の方は年金から天引きされます。保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。
 - ▶ 普通徴収…年金から天引き出来ない方は納付書で個別に納めます。普通徴収の方は、広域連合から送付される納付書に基づいて納付します。
- ※年金天引きされている方でも、年金担保融資中の方や、現況届等の提出遅れ、保険料が増額した場合は、普通徴収になります。



保険料を納めるのが困難なときは…

沖縄県介護保険広域連合や市町村の担当窓口にご相談ください!
分割納付や保険料減免の制度があります。

分割納付

普通徴収(納付書による納付)の場合に限り、介護保険料を分割して納付することができます。納付相談、納付誓約は、市町村の介護保険担当課及び広域連合の窓口、又は保険料徴収員が訪問するときに行ってください。

減免制度

災害など諸事情で保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免制度を利用することができます。お住まいの市町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

4

■ 訪問による保険料徴収と口座振替の勧奨並びに制度説明

65歳以上の皆様のお宅へ保険料徴収員が訪問します。

- ①保険料徴収 ②口座振替等の手続き ③分割納付相談 ④制度説明 を行っています。
ご連絡頂ければ、日程を調整しお伺いいたします。

■ 保険料を滞納すると・・・

- ◎利用している介護サービスの費用を、いったん全額支払わなければならない場合があります。
- ◎介護サービスを受けることになったとき、納めてない期間に応じて利用者負担割合が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給を受けられない場合があります。

① 1年滞納した場合	② 1年6か月間滞納した場合	③ 2年以上滞納した場合
・サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)	・保険給付の一時差し止め ・差し止め額から滞納保険料を控除	・利用者負担の引き上げ ・高額介護サービス費等の支給停止
・介護保険のサービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更になります。	・償還払いになった給付費(9割)の一部または全額を、一時的に差し止めるなどの措置が取られます。 なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、滞納した保険料が差し引かれる場合もあります。	・保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担割合が3割に引き上げられたり、高額サービス費等が受けられなくなります。

介護サービス

■ 介護サービスの利用

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請をし、「介護が必要」と認定されることが必要です。
詳しくは、お住まいの市町村介護保険担当窓口までお問い合わせください。

■ 介護サービスの種類

1. 居宅サービス

訪問系サービス

- ① 訪問介護(ホームヘルプ)
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問リハビリテーション
- ④ 訪問看護
- ⑤ 居宅療養管理指導

介護者等が自宅を訪問してサービスを提供します。



通所系サービス

- ① 通所介護(デイサービス)
- ② 通所リハビリテーション(デイケア)
- ③ 短期入所生活介護(ショートステイ)
- ④ 短期入所療養介護

利用者が事業所に通いサービスを受けます。



住環境の改善

- ① 福祉用具貸与
- ② 福祉用具購入費の支給
- ③ 住宅改修費の支給

利用限度額の範囲内で在宅生活に必要な「福祉用具を借りる」「福祉用具を買う」「住宅を改修する」を行うことができます。



2. 施設等サービス

施設等サービス

- ① 介護老人福祉施設
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護療養型医療施設
- ④ 特定施設入居者生活介護

利用者が施設に入所・入院してサービスを受けることができます。



3. 地域密着型サービス

地域密着型サービス

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 複合型サービス
- ③ 認知症対応型通所介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

原則として、その地域に住んでいる方のみが受けられるサービスです。



介護予防事業

介護予防事業には「一次予防事業」と「二次予防事業」があります。

1. 一次予防事業

全ての65歳以上の方が対象です

- ①介護予防普及啓発事業
- ②地域介護予防活動支援事業
 - ・パンフレットの配布
 - ・講習会
 - ・介護予防教室

脳トレーニング、レクリエーション
健康講話、口腔内の診察等を行っています。



2. 二次予防事業

要介護（要支援）となるおそれのある高齢者が対象です。
※基本チェックリストをもとに市町村の職員が選定します。

通所型

▶介護予防事業

通所により介護予防サービスを実施します。

- ・健康相談
- ・口腔機能の向上
- ・運動器の機能向上
- ・転倒・骨折予防教室
- ・栄養改善

筋力トレーニング、水中トレーニング
歩行訓練、介護予防講座
唾液腺マッサージ、健口体操（口腔ケア）
調理教室等を行っています。



訪問型

▶介護予防事業

居宅を訪問し、必要な相談・指導等を実施します。

- ・相談、指導
- ・栄養改善への支援等

簡単な体操、マッサージ
ホットパック、配食サービス等を行っています。



※市町村によって、介護予防事業の実施内容は異なります。

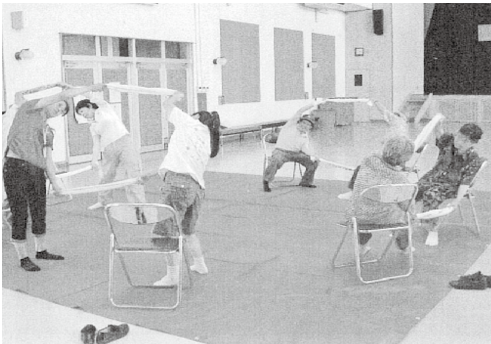


介護予防事業は各市町村で実施されています。
お問い合わせは市町村の担当窓口、又は地域
包括支援センターまで

市町村の取り組み

※市町村ごとに輪番で掲載しています。

■ 栗国村の取り組み



▶ 足腰教室

毎週開催で、平均7名の方が参加しています。

血圧・体温測定等を行って、転倒予防の体操をしています。

体操を終えたら、認知症予防にもなるちぎり絵等を行い、交流をしながら、頭や指の運動も行っています。

■ 宜野座村の取り組み



▶ めちぐすい教室・ちゃーがんじゅう教室

一般高齢者向けには各公民館等を利用し、隔週で「めちぐすい教室」、二次予防対象者向けには村保険相談センターで「ちゃーがんじゅう教室」と自宅に出向いての「訪問型教室」を週1回実施しています。

各教室では「健康の増進と仲間作り」を目標に、ストレッチ、筋力トレーニングをメインに、お口の健康講話や栄養指導などを行っています。

めちぐすい教室ではメインの運動の後にセルフリンパマッサージやエクササイズウォーキングなど、毎回違うプログラムを取り入れています。

ちゃーがんじゅう教室ではミニ遠足などを取り入れています。

楽しみながら参加できる内容になっています。

■ 北大東村の取り組み



▶ 地域支援事業

保健・福祉センターを活用し、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会参加・自立生活の促進を図ることを目的に、各種サービスの提供を行っています。

主な内容は、健康チェック・健康体操・脳リハ・レクリエーション・手工芸・歌・日常動作訓練などで、実施計画を策定し、週3回、送迎を行い実施しております。

また、給食もあり、参加者の皆さんから大変喜ばれています。

■ 渡名喜村の取り組み



▶ 渡名喜がんじゅうでい

この事業は、渡名喜社会福祉協議会に委託して実施しています。

理学療法によるボールやゴムを使った運動や水を入れたペットボトルでの筋肉トレーニングを行っています。また栄養管理士による栄養指導や栄養についての講話も行っています。

年度初めの4月と年度末の3月に体力測定を行い、評価を実施しています。

となき生きがづくり推進事業では、健康体操やリズムレクリエーション、昼食前には必ず口腔体操を行っています。



確認しよう

保険料MAP

(基準月額) 市町村により、介護保険料の基準月額が異なります。

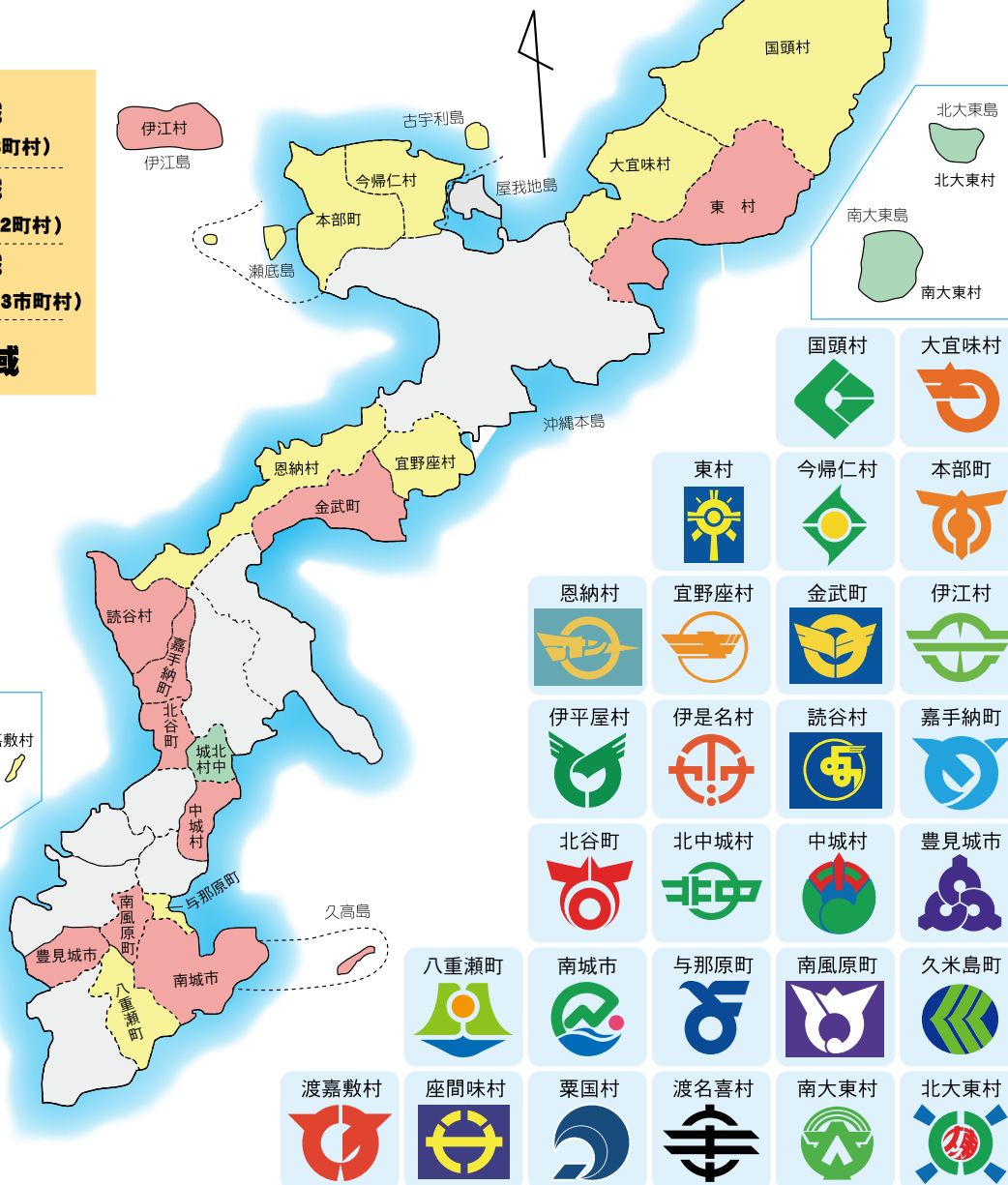
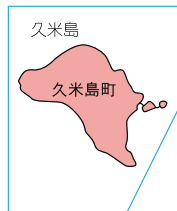
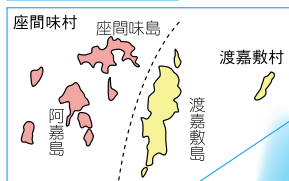
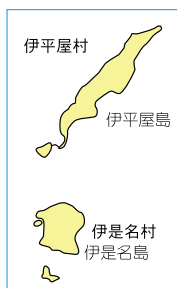
保険料区分

基準月額
第1ランク地域
4,994円(3町村)

基準月額
第2ランク地域
5,749円(12町村)

基準月額
第3ランク地域
6,424円(13市町村)

非加入地域



◎各市町村へのお問い合わせは

構成市町村	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
東村	住民福祉課	0980-43-2202
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189
本部町	福祉課	0980-47-2165
恩納村	福祉健康課	098-966-1207
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253
金武町	保健福祉課	098-968-3559
伊江村	住民課	0980-49-2002
伊平屋村	住民課	0980-46-2142
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
読谷村	福祉課	098-982-9209
嘉手納町	福祉課	098-956-1111
北谷町	福祉課	098-936-1234

構成市町村	担当課名	電話番号
北中城村	福祉課	098-935-2233
中城村	福祉保健課	098-895-2131
豊見城市	障がい・長寿課	098-856-4292
八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
南城市	生きがい推進課	098-946-8985
与那原町	福祉課	098-945-1525
南風原町	保健福祉課	098-889-4416
久米島町	福祉課	098-985-7124
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
座間味村	住民課	098-896-4045
粟国村	民生課	098-988-2017
渡名喜村	民生課	098-989-2317
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北大東村	民生課	09802-3-4055